

大阪府高圧ガス容器管理ガイドライン解説

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)(以下、「法」という。)の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、府民の安全確保のために、高圧ガス容器の適正管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより災害及び高圧ガスの放置容器の発生を防止することを目的とする。

□説明

このガイドラインは、高圧ガス保安法の目的に示されているように高圧ガスを供給する事業者と消費する事業者及び関係団体が「自主的な保安活動」を進める上での明確な指標として位置づけ、大阪府内における高圧ガス容器の管理の適正化および高圧ガスを安全に消費するための自主的な保安活動への取組みを進めることにより高圧ガスによる災害及び放置容器の発生を無くし、大阪府民の安全確保を図ることを目的としています。

○関連条文 高圧ガス保安法 第一条

・保安法第一条(目的) 抜粋

この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。